

# 公益信託に関する法律第三十三条第三項の規定により読み替えて適用する 信託法第三十四条第一項第三号の内閣府令・法務省令で定める事項等を定める 命令案について（概要）

令和 7 年 4 月  
内閣府公益法人行政担当室  
法務省民事局

## 1. 背景

公益信託に関する法律（令和6年法律第30号。以下「法」という。）は、令和6年5月22日に公布され、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行される。

今回定める公益信託に関する法律第三十三条第三項の規定により読み替えて適用する信託法第三十四条第一項第三号の内閣府令・法務省令で定める事項等を定める命令案（以下「命令案」という。）は、公益信託における受託者の分別管理の方法及び公益信託の計算等、信託法から委任された事項を定めるものである。

## 2. 命令案の主な内容

法第33条第3項では、信託法について所要の読替えを行っており、信託法第34条第1項第3号等が法務省令に委任している事項について、内閣府令・法務省令に委任することを定めている。命令案では、これらの委任事項について定めており、主な事項は以下のとおりである。

### (1) 受益者等（信託法第34条及び第59条）関係

信託財産と分別して管理しなければならない財産のうち内閣府令・法務省令で定める財産として、他の法令の規定により、当該財産が信託財産に属する旨の記載又は記録をしなければ、当該財産が信託財産に属することを第三者に対抗することができないとされているものを定めるとともに、当該財産を分別して管理する方法は、他の法令の規定に従い信託財産に属する旨の記載又は記録をするとともに、その計算を明らかにする方法とすることを定める。

また、前受託者が破産開始手続開始の決定により任務終了となった場合に、当該前受託者が破産管財人に通知すべき事項を定める。

【命令案第4条及び第5条】

### (2) 公益信託の併合及び分割（信託法第151条、第152条、第155条、第156条、第159条、第160条）関係

公益信託の併合及び分割に際して当該公益信託の受託者が関係者に対して明らかにしなければならない事項及び信託の債権者の異議に関する公告事項について定める。

【命令案第6条から第11条まで】

### (3) 限定責任信託の特例（信託法第216条）関係

限定責任信託の信託行為において定めなければならない事項について、内閣府令・法

務省令で定める事項として定めるものは、信託事務年度とする。

【命令案第 12 条】

#### (4) 公益信託に係る計算（信託法第 37 条及び第 222 条）関係

##### ①会計慣行のしん酌

公益信託の計算に関し、命令案第 6 章の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる会計の基準その他の会計の慣行をしん酌しなければならない旨を定める。

【命令案第 17 条】

##### ②公益信託の計算関係

一般的な信託の会計については、毎年 1 回、一定の時期に、信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の概況を明らかにするものとして作成されることのほかは、委託者と受託者が信託行為で定める内容で処理されることが前提とされる。一方で、新しい公益信託では公益信託事務の内容や信託財産の種類が多様化することや、国民を含む幅広いステークホルダーに公益事務の実施状況等に係る情報を提供する必要性等を踏まえると、原則として、企業会計や公益法人会計で一般に用いられる発生主義を前提とした貸借対照表及び損益計算書の作成を求めるとし、減価償却、金融資産の時価評価等を原則的に採用する必要がある。その整理の結果として、全ての公益信託（特定資産公益信託を除く。）の計算規則について、当事者の意思に委ねられる範囲の広い一般の信託並びの規定を整備することでは足りず、多様なステークホルダーに対する開示を想定した規律とするため、第三者の利益を保護する観点から信託計算規則において一定の強行的な規律を置く限定責任信託の規定を参考として規定を定める。

また、公益信託法及び内閣府令案に規定された特定資産公益信託における公益事務の内容や信託財産の規律を踏まえると発生主義と現金主義で実質的な違いが生じることが想定されないことから、貸借対照表、損益計算書に代えてこれまでの公益信託において作成されてきた収支決算書及び財産目録による会計処理でも可とすることを定める。

【命令案第 18 条及び第 19 条】

##### ③会計帳簿

限定責任公益信託の会計帳簿の作成にあたっての資産、負債等の評価について定めている。なお、これらの規定は、限定責任公益信託以外の公益信託（特定資産公益信託にあつては任意）にも適用される。

【命令案第 20 条から第 23 条まで】

##### ④計算関係書類等

限定責任公益信託の貸借対照表、損益計算書等の作成について定めている。なお、これらの規定は、限定責任公益信託以外の公益信託（特定資産公益信託にあつては任意）にも適用される。

【命令案第 24 条から第 33 条まで】

##### ⑤清算中の公益信託の特例

公益信託の清算に際して清算受託者が行うべき計算の特例について定めている。

【命令案第 34 条から第 38 条まで】

### 3. 今後のスケジュール（予定）

公布：令和7年6月

施行：法の施行日（令和8年4月1日予定）